

全国牛削蹄競技大会・牛削蹄競技における“過削等の失宜”の取り扱いについて

令和8年6月16日

《過削等の失宜による減点、失格の判断基準》

開催要領記載の「過削等の失宜」とは、削蹄行為で生じた過削のほか、過削ではない削蹄中の行為に伴ういかなる牛の損傷、および精神的・肉体的ダメージを与える虐待行為を含む。過削による減点を適用する場合、審査委員は以下の基準表および目安に基づき減点数を算出する。

過削減点基準表

過削の分類	減点数（一箇所あたり）
副蹄の過削	10点
軽度な過削	20点
重度な過削	30点

【過削の程度の目安】

審査にあたっては、以下の状態を目安に過削の程度を判断する。

- ・「軽度」：出血はないが、角質の硬度が不足したような状態。または、出血はないものの過削箇所に変色域（桃～淡紅色）が出現した状態。
- ・「重度」：硬度不足にとどまらず、出血が認められた状態。

【減点の合算についての考え方】

- ・複数蹄に過削があった場合には、それぞれの過削箇所につけられた減点数をすべて合算する。
- ・主蹄の過削と副蹄の過削はそれぞれ独立して減点対象となる。したがって、同一の蹄において「主蹄の重度な過削（30点）」と「副蹄の過削（10点）」が同時に認められた場合は、合算して最大40点の減点となる。
- ・牛1頭につき8蹄（内外×4肢）すべてが審査対象であり、失宜は累積される（最大320点）。

【審査上の注意事項】

- ・競技以前から認められた硬度不足（事前に審査委員が確認しておく）および蹄病処置による多削・出血は減点対象としない。ただし、競技以前からあった硬度不足箇所を保護することなく不必要に削蹄した場合は減点対象となり得る。
- ・削蹄の仕上がりを審査・採点する際、過削分を割り引いた採点にならないよう注意する。過削部位は仕上がりに問題があるはずであるため、「仕上がりが不良」を考慮した採点を客観的に行う。後から過削減点を引くことを理由に、その部位の仕上がりが採点を過削なきものとして甘く評価することは認められない。
- ・過削ではなく、不適切な削蹄作業や行為による牛体の損傷、および虐待行為など動物福祉上の問題が認められた場合は、審査委員で協議のうえ失格とする場合がある。